

居宅介護支援事業所とはどんな所？

居宅介護支援とは、ご利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、ご利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行う所です。

※ケアマネジャー…介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるように相談に応じ、ケアプランを作成し、各関係機関との連絡、調整等を行います。

※ケアプラン…介護サービスを適切に利用できるように、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

介護保険で何ができるの？

自宅で受けられる家事援助等のサービス
(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ など)

施設などに出かけて日帰りで行うデイサービス
(デイサービス、通所リハビリ など)

施設などで生活(宿泊)しながら、長期間又は短期間受けられるサービス

(有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、ショートステイ、グループホーム など)

訪問・通い・宿泊を組み合わせ受けられるサービス

(小規模多機能型居宅介護、複合型サービス)

福祉用具の利用にかかるサービス
(福祉用具のレンタル、住宅改修など)



介護保険サービスご利用までの流れ



一人暮らしで家事をするのが大変になってきた

玄関や廊下、トイレに手すりをつけたい

一時的にでも泊まれる所を探している

家族だけで介護するのは困難になってきた

長く暮らせる施設を探している

こんな時は、いつでもご相談ください

TEL 058-328-6602
FAX 058-328-6603

【受付時間】 8:30~17:30
(月曜~金曜)